

「無料低額診療事業等に係る実施状況」記載要領

I 無料低額診療事業（様式1、2）、無料低額老健施設利用事業（様式3）、無料低額介護医療院利用事業（様式4）

- ▶ 対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日です。
- ▶ 青色の欄のみ入力していただきますようお願いいたします。
- ▶ 白色の欄は、同数値青色の欄を入力した場合に反映されるため、入力不要です。
（例：様式1の（A）～（D）の入力数値が、様式2（A）～（D）に反映。）
- ▶ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を受けている者は、様式1、2の「生保患者（C）」及び様式3、4の「生保受給者（C）」に算定しないでください。
- ▶ 各項目の詳しい記載方法については、各様式の（注）を御確認ください。
- ▶ 様式1～4について、例年訂正が多い項目の回答チェック欄をシートの右端に設けて、記載漏れ・誤りがないか御確認いただけるようにしております。
御記入いただいた全ての医療施設・介護老人保健施設・介護医療院施設の「最終確認」の項目が「保存OK」となったことを確認してから御提出ください。

※各様式の「無料低額診療患者（入所者）計」「生保患者（受給者）」「減免患者（者）」の数値に例年訂正が生じておりますため、各施設からの回答が集まりましたら、各自治体の所管部局において御確認いただきますようお願いいたします。

※特に、「減免患者（者）」について、無料低額診療事業においては無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の延数となっているか、無料低額老健施設利用事業及び無料低額介護医療院利用事業においては無料又は介護保健施設サービスに要した費用（介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項に規定する施設介護サービス費の支給の対象となる費用及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第79条に規定する費用の合計額とする。）の10%以上の減免を受けた入所者の延数となっているか今一度ご確認ください。

- ▶ 様式1～4に行を追加するときは、回答チェックの計算式が適用されるようコピーしてください。

II 無料低額診療事業、無料低額老健施設利用事業、無料低額介護医療院利用事業に関する取組（様式5）

以下の無料低額診療事業、無料低額老健施設利用事業、無料低額介護医療院利用事業に関する取組を記載ください。

- ・自治体の実施する、無料低額診療事業の対象とならない院外薬局での調剤費の患者負担に関する独自の取組

- ・自治体又は施設が実施する、無料低額診療事業（平成13年社援発1276号）、無料低額老健施設利用事業（平成13年社援発1277号、老発275号）、無料低額介護医療院利用事業（平成30年社援発0220第1号、老発0220第1号）に定める基準に掲げる取組以外の独自の取組

Ⅲ 無料低額診療事業、無料低額老健施設利用事業、無料低額介護医療院利用事業への意見（様式6）

無料低額診療事業等に対する御意見等があれば、各都道府県、指定都市、中核市又は施設ごとに記載ください。

Ⅳ 無料低額診療事業、無料低額老健施設利用事業、無料低額介護医療院利用事業担当者一覧（様式7）

今年度の無料低額診療事業、無料低額老健施設利用事業、無料低額介護医療院利用事業の担当者一覧について、御記入の上登録してください。

Ⅴ 共通（提出におけるファイル名）

ファイル名は「自治体番号（※）・自治体名：調査様式1～4」等に変更してPDF化せずにワード・エクセルで登録してください。

※様式7にて自治体ごとに割振っておりますコード番号を記載してください。

【ファイル名の例】

「1・北海道：調査様式1～4」、「129・那覇市：調査様式1～4」

（留意事項）

- 記入に際しては、対象者のプライバシーへの配慮が必要なケースも見込まれますので、対象施設において把握可能な範囲での報告をお願いいたします。
- 集計結果については、法人類型、自治体等別に公表しますので、御承知おきください。
- 来年度以降も同様に報告をいただく予定としておりますので、引き続き今回のデータについては、把握及び保管をしていただくようお願いいたします。